

## 第3部 第2次 次世代育成支援対策（前期行動計画）

### 第1章 基本目標

次世代育成支援対策（後期行動計画）は、平成26年度で終了になります。先に記載しましたが、本事業計画において次世代育成支援対策を継承し、平成27年度以降に各内容を目標ごとに計画、実施していきます。

次世代育成支援対策推進法に基づき示された下記の内容に関する事項別に区分し、具体的な施策を実施していきます。

○次世代計画の中で示した目標《国が示した内容に関する事項》

- 1.地域における子育ての支援
- 2.母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4.子育てを支援する生活環境の整備
- 5.職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6.子ども等の安全の確保
- 7.要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

以上7項目の柱から、施策の方向である6項目を作成し、各々事業を引き続き継承します。